

山梨県公報

第千三百二十五号

平成十四年

十月三日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更(三件)……………五三一
 廃川敷地等……………正三二
 河川区域の指定の一部改正……………五三二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………五三二
 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五三三
 国土調査の成果の認証……………五三三
 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………五三三
 開発行為に関する工事の完了について……………五三三
 土地改良区役員の退任及び就任……………五三四
 公安委員会……………五三四
 遊技機の型式の検定……………五三五

告示

山梨県告示第三百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年十月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区	間	
	旧	新
大月市賑岡町奥山字大沢三〇一五番の一地 先から 大月市賑岡町奥山字小和田三〇〇一番の一地 地先まで	敷地の幅員 (メートル) 六・九 一・一	敷地の幅員 (メートル) 六・九 五〇・〇
	延 (メートル)長 二四一・四	延 (メートル)長 二四一・四

山梨県告示第三百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年十月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区	間	
	旧	新
北都留郡小菅村字平山二九八九番の一地 から 北都留郡小菅村字腰越四〇九一番の一地 先まで	敷地の幅員 (メートル) 五・八 一・二・四	敷地の幅員 (メートル) 一三・〇 二四・八
	延 (メートル)長 九一・九	延 (メートル)長 九一・〇

山梨県告示第四百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年十月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一般国道

- 二 路 線 名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
大月市七保町大字瀬戸字小俣川五九番の一地先から 大月市七保町大字瀬戸字小俣川五一番の一地先まで	九・三 一七・八	六・八 九・〇		九三・六

山梨県告示第四百一号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 堀川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十四年十月三日
- 三 廃川敷地等の位置 東八代郡八代町北字後田七百十番一地先から七百十五番一地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 五百十一・一七平方メートル

山梨県告示第四百二号

一級河川堀川に係る河川区域の指定（昭和五十五年山梨県告示第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天 野 建

第一号図に係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年九月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 日本釣り愛好者連盟
 - 2 代表者の氏名 山下茂
 - 3 主たる事務所の所在地 南都留郡河口湖町船津六千七百十三番地の三十九
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、日本全国の釣り愛好者を取りまとめ、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得することにより、活動の基盤を充実させ、質の高いレジャー、生涯を通して楽しむことのできるスポーツとして釣りを広く普及することはもとより、セミナーや釣り大会等の活動を通じ、ルールやマナー、モラル向上の啓蒙、健全なる青少年の育成、に注力したい。安全な釣り場で充実した余暇を過ごせる社会の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年九月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 峡北地域生活支援システム杜の風
 - 2 代表者の氏名 須田昴子
 - 3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡長坂町長坂上条二千三百五十番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、障害児（者）が地域の中で明るく、楽しく、豊かな暮らしが出来るように、生活の援助を行うことを目的とする。

また、障害児（者）のライフサイクルを考え、地域社会の中で豊かに育ち、豊かに生活できるような地域社会を築き、共に学び共に育ち合う場となることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあつた年月日 平成十四年九月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 日本釣り環境保全連盟
 - 2 代表者の氏名 山下茂
 - 3 主たる事務所の所在地 南都留郡河口湖町船津六千七百十三番地三十九
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、まず第一に全国の釣り場の環境を保全するため、環境保全の知識を持つたりーダーを育成し、それらが中心となって各地域の釣り場ごとに活動できる全国ネットワークを作り、きれいで気持ちの良い釣り場の創造に寄与することを目的とする。次に、水害等の際に船舶を用いて人や物を運搬し復旧に向けた活動を支援することを目的としたネットワークを作り、真に安心できる社会作りに貢献することを目的とする。

国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 調査を行った者の名称
大月市及び石和町
- 二 調査を行った時期
大月市 平成十二年八月二十八日から平成十四年三月十二日まで
石和町 昭和六十三年四月十二日から平成十四年八月五日まで

- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
調査を行った地域
大月市富浜町鳥沢の一部地区
石和町大字小石和の一部地区

五 認証年月日
平成十四年九月十八日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 組合の名称
富士吉田市城山東土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
富士吉田市下吉田千八百四十二番地
- 三 設立認可の年月日
平成六年四月八日
- 四 変更後の事業施行期間
平成六年度から平成十四年度まで
- 五 変更認可の年月日
平成十四年九月二十七日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年十月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡田富町今福字村東二二四六の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡田富町西花輪二千六百九番地の八 アイバンスクエア二 一〇二 本田秀喜 本田智恵

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、若草町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十四年十月三日

一 退任

山梨県知事 天野 建

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	塩澤 佳文	中巨摩郡若草町藤田二〇九五番地	平成十三年六月二十七日
同	清水 勝則	下今井六六〇番地	同
同	石川初太郎	番地 十日市場一八九四	同
同	河西 志朗	地同 六八三番	同
同	河西 弥太郎	同 一五番地 一七二三	同
同	小林 静雄	地同 九八九番	同
同	石川 義彦	同 一番地 加賀美二七四〇	同
同	岩本 恭平	同 寺部二四八三番地	同
同	田中 清	同 一九五一番地	同
同	保坂 準一	同 七五一番地	同
同	斉藤 秀明	地同 鏡中條一〇〇八番	同
同	三木 清	同 番地 八一九の二	同
同	三木 虎雄	同 八六一番地	同
同	三木 陽	同 九二四番地	同
同	土屋 寿雄	同 五六二番地	同
同	名取 一	同 五二二番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	塩澤 佳文	中巨摩郡若草町藤田二〇九五番地	平成一三年六月二十八日
同	清水 勝則	同 下今井六六〇番地	同
同	河西 利朗	同 一番地 十日市場一六九六	同
同	河西 弥太郎	同 一五番地 一七一三	同
同	金丸 辰雄	同 番地 一九六七	同
同	石川初太郎	同 番地 一八九四	同
同	斉藤 道夫	同 加賀美二七九九番	同
同	名取 英也	同 寺部一四五〇	同
同	樋口 満	同 番地 鏡中條六二三の一	同
同	青柳 富雄	同 下今井一八六番地	同
同	上野 義正	同 番地 四八七七	同
同	志村 賢司	同 五三九番地	同
同	沢登 安治	地同 加賀美三〇四一番	同
同	金丸 泰明	同 一番地 十日市場一九四四	同
同	時田 昭三	同 寺部二〇三番地	同
同	横打 自助	同 鏡中條一〇〇四番	同
同	名取 則光	同 四八六番地	同
同	志村 利昭	同 下今井五四五番地	同

株式会社藤商事 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	代表取締役 タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中西区見寄町一 二五番地
ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表 第一種特別電 動役物)	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表 第一種特別電 動役物)
C Rにや んにやん ドリム	C Rそれ 打て雀士 東場G
株式会社 藤商事	タイヨー エレクトク 株式会社
二〇〇五四二	二〇〇五一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番